

平成 31 年 4 月

お客さま各位

外国送金（被仕向送金）の取扱い中止について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

当 J A 業務につきましては、毎々格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、外国送金取引におきましては、昨今のマネー・ローンダリング（資金洗浄）やテロ事件等を背景として世界的に規制が強化されております。

このような環境を踏まえ、誠に勝手ではございますが、J A バンク山梨では、平成 31 年 4 月 19 日（金）をもって、外国送金（被仕向送金）の取扱いを中止することといたしました。

お客さまにはご不便をおかけいたしますが、今後ともより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

※ 外国送金（仕向送金）については、既に、取扱いを中止しております。

敬具

